

中井町木造住宅耐震改修工事補助制度活用の流れ

【補助対象となる建築物】

- 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書等を受けた建築物で、一戸建住宅、2世帯住宅、店舗併用住宅及び事務所併用住宅のいずれかであること。
- 地上の階数が2以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。
- 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された建築物。

施工業者

申請者

中井町

- ・すでに耐震診断を行っており、総合評点が1.0未満と診断されている必要があります。
- ・交付申請にあたり事前に準備が必要な書類（耐震改修工事実施設計書、工事後を想定した耐震診断結果報告書など）がありますので、必ず交付要綱をご確認ください。

※施工業者は、耐震診断を実施した業者と別であっても問題ありません。

※補助金の交付決定を受けてから改修工事等を実施してください。

